

別表（第3条関係）

1 交付区分	2 交付対象事業	3 事業実施主体	4 交付率	5 限度額	6 交付対象経費
地域創造型	次に掲げる事業とする。 (1) 地域資源を生かした地域づくり活動 (2) 歴史、文化伝統行事の保存・活用に係る活動 (3) 都市部との交流事業、町内他地域との連携による地域活動 (4) 地域の防災、住民同士の支え合いに係る活動 (5) 男女共同参画の推進に係る活動 (6) その他特に町長が認める活動 ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。 (1) 営利を目的としたもの (2) 自治会内での親睦を目的とするもの	ア 集落または自治会、連合自治会組織 イ 営利を目的としない住民グループ	1/2 ※事業の新規性、先駆性が認められる場合は、2/3	20万円	交付事業を実施するために必要と町が認める経費。ただし、下記のほか、交付対象として不相当と認められる経費は対象外とする。 (1) 食糧費：事業（作業等）にかかる飲物、食事づくりの食材は対象とするが、弁当購入および酒席を伴うものは対象外とする。 ただし、集落活性型に限り、事業にかかる飲食代（弁当購入含む）も対象とする（酒代は対象外）。 (2) 人件費：賃金、報償費（講師謝金除く）等 (3) 講師謝金は事業費の5割以内とする。 (4) 宗教的儀式に直接関連する経費（玉串料、お神酒代など）は対象外とする。 (5) 備品購入費：事業遂行に直接必要のないもの。なお、事業を継続して行う場合で、同一備品の継続購入は原則として認めないが、その必要性・明確性・妥当性を第3欄に掲げる者が示し認められれば、この限りではない。
集落活性化型	自治会の会員同士の親睦や交流を深める目的で行われる行事、座談会等とする。少子高齢化・後継者不足等を抱える地域の下支えを行い、地域活性化のきっかけづくりを図る。ただし、事業を行う際は、地域活性化に資する目標を設定し、実績報告時にその結果報告を行うものとする。	自治会	10/10	2万円	